

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和元年(2019年)5月23日作成)

法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
根拠条項	第27条、第30条、施行規則第8条、第9条
許認可等の種類	第一種フロン類充填回収業者の登録及び更新
法令の定め	<p>(第一種フロン類充填回収業者の登録)</p> <p>法第27条 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類</p> <p>四 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力</p> <p>五 その他主務省令で定める事項</p> <p>(登録の更新)</p> <p>法第30条 第27条第1項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 第27条第2項、第28条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(第一種フロン類充填回収業者の登録の申請)</p> <p>施行規則第8条 法第27条第2項(法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン類充填回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書</p> <p>二 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類</p> <p>三 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類</p> <p>四 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第29条第1項各号に該当しないことを説明する書類</p> <p>2 法第27条第2項第5号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業所ごとのフロン類回収設備の数</p> <p>二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が五十キログラム以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨</p> <p>3 都道府県知事は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の7第5項若しくは第30条の8第1項の規定により、第1項の申請をしようとする者に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、第1項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。</p> <p>(第一種フロン類充填回収業者の登録の基準)</p> <p>施行規則第9条 法第29条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。</p> <p>二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。</p> <p>三 申請に係る第一種特定製品であつてフロン類の充填量が五十キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に二百グラム以上のフロン類を回収できるものであること。</p>

審査基準	上記法令の規定に適合していることを確認し、登録が決定される。		
標準処理期間	総 期 間	30日 (注：閉庁日は含まない。)	
	処分機関	30日 (注：閉庁日は含まない。)	
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 （電話番号： ）		
申請先	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 （電話番号： ）		
問い合わせ先	環境生活部環境局気候変動対策課 (電話番号：011-231-4111 内線24-212 タ ^ク イ ^ク ル ^ク ン：011-204-5190)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/gyousei/kijyun.htm		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和元年(2019年)5月23日作成)

法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
根拠条項	第46条、施行規則第49条
許認可等の種類	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定
法令の定め	<p>(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務)</p> <p>法第46条 第一種フロン類充填回収業者は、第39条第1項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において第37条第1項ただし書の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したもの以外のものであるとき、又は第39条第5項若しくは第44条第1項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第50条第1項ただし書の規定により自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。</p> <p>2 第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。</p> <p>(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外)</p> <p>施行規則第49条 法第46条第1項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であつて、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合</p> <p>イ フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存することが確実であること。</p> <p>(1) フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量</p> <p>(2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号</p> <p>(3) フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量</p> <p>(4) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量</p> <p>ロ 毎年度終了後四十五日以内に、次に掲げる事項について都道府県知事に報告することが確実であること。</p> <p>(1) 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量</p> <p>(2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量</p> <p>(3) 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量</p> <p>(4) 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量</p> <p>(5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量</p> <p>二 法第50条第1項の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者(以下この号、第51条第1項第7号及び第52条第1項第9号において「申請者」という。)に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合</p>
審査基準	<p>申請者から申請があつた場合、次の各号のいずれにも適合すると認めるときに限り、その認定を行うものとする。(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引取義務の例外の認定に関する要綱(平成27年4月))</p> <p>(1) 北海道内に事業所を有し、法第28条第1項により第一種フロン類充填回収業者として知事の登録を受けていること。</p> <p>(2) 当該事業所にフロン類の回収等について十分な知見を有する者が常駐し、その業務の管理監督を行うこと。</p> <p>(3) 当該事業所に、フロン類の回収等に必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>(4) フロン類取扱量等の記録が確実に行われ、その内容を知事に報告することができる体制を有していること。</p>

